

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）及び無線局免許手続規則（第4条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所

(5) □ A 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間

(7) 無線設備（注）の工事設計及び □ B

注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

(8) 運用開始の予定期日

(9) その船舶に関する次の事項

ア 所有者 イ 用途 ウ 総トン数 エ 航行区域 オ □ C カ 信号符字
キ その他電波法第6条第3項に掲げる事項

② ①により申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

A

- 1 電波の型式並びに希望する周波数の範囲
2 電波の型式、周波数
3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲
4 電波の型式、周波数

B

- 工事着手の予定期日
工事落成の予定期日
工事落成の予定期日
工事着手の予定期日

C

- 船籍港
船籍港
主たる停泊港
主たる停泊港

A-2 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局の免許の有効期間は、3年である。
2 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限である。
3 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
4 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

A-3 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときはどうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
2 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
3 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
4 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。

A-4 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の □A □B 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の □C を与えるものであつてはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差	重要無線通信に混信
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度	無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び安定度	高調波の強度	重要無線通信に混信
4 周波数の偏差及び安定度	空中線電力の偏差	無線設備の機能に支障

A-5 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について述べたものである。電波法（第34条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備は、次に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
(2) 当該無線設備につきできるだけ □A することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で □B にあること。
(3) 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある □C であること。

A	B	C
1 安全を確保	航海船橋に近い位置	振動及び衝撃が少ない場所
2 安全を確保	高い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
3 効果的な運用を確保	航海船橋に近い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
4 効果的な運用を確保	高い位置	振動及び衝撃が少ない場所

A-6 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 義務船舶局等（注）の無線設備であって、電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定めるものの □A を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める □B を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
(1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の □A に関する訓練の課程を修了したとき。
(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から □C を経過していないとき。
③ ②の無線従事者の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
2 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
3 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A-7 次の記述は、無線従事者の免許等について述べたものである。電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段で免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第79条第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A-8 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、**A** 行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を **B** してはならない。
- ② **C** の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線局の取扱中に係る無線通信
2 特定の相手方に対して	傍受	無線通信の業務に従事する者が無線局の取扱中に係る無線通信
3 特定の周波数を使用して	傍受	無線局の取扱中に係る無線通信
4 特定の周波数を使用して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線通信の業務に従事する者が無線局の取扱中に係る無線通信

A-9 船舶局の運用に関する次の事項のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができない場合に該当するものはどれか。無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 26.175MHzを超える470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- 2 中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局と船舶の航行に関する通信を行う場合
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則(第18条、第21条、第22条及び第58条の11)の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、**A** の間隔において2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも**B** の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに**C** しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、**D** を示すものとする。

	A	B	C	D
1	5分間以上	3分間	その空中線電力を低下し	分で表す概略の待つべき時間
2	5分間以上	5分間	その呼出しを中止	受けている混信の度合い
3	2分間	3分間	その呼出しを中止	分で表す概略の待つべき時間
4	2分間	5分間	その空中線電力を低下し	受けている混信の度合い

A-11 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則(第9条の2及び第9条の3)の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、**A** その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、**B** 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の**C** 並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

	A	B	C
1	その航空機の飛行前に	2,000時間	有効通達距離
2	その航空機の飛行前に	1,000時間	出力及び変調度
3	毎日1回以上	2,000時間	出力及び変調度
4	毎日1回以上	1,000時間	有効通達距離

A-12 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法(第52条及び第68条)の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、**A** 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等(注)は、**B** 安全通信を取り扱わなければならない。
- 注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ③ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が**C** その安全通信を受信しなければならない。

	A	B	C
1	船舶又は航空機が急迫の危険に陥る おそれがある場合に	速やかに、かつ、確実に	終了するまで
2	船舶又は航空機が急迫の危険に陥る おそれがある場合に	他の通信に優先して	自局に関係のないことを確認するまで
3	船舶又は航空機の航行に対する 重大な危険を予防するために	速やかに、かつ、確実に	自局に関係のないことを確認するまで
4	船舶又は航空機の航行に対する 重大な危険を予防するために	他の通信に優先して	終了するまで

A-13 次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置として、この規定において定められていないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A-14 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、□Aを行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波 □B、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いで無線電話を使用する場合
J3E電波2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波 □C
- (3) 無線電話を使用する場合 ((2)に掲げる場合を除く。)
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波 □C 又は通常使用する呼出電波

	A	B	C
1	遭難通信	2,174.5kHz	156.65MHz
2	遭難通信	2,187.5kHz	156.8MHz
3	遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	156.8MHz
4	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.65MHz

A-15 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えると認めるととき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるととき。
- 3 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるととき。
- 4 無線局の免許人が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるととき。

A-16 次の記述は、海上移動業務の無線局等における総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に關し報告を求めることができる。
- 3 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に關し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-17 次の記述は、無線業務日誌に記載する時刻について述べたものである。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線業務日誌に記載する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。

- (1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う航空局においては、□A（国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であって、□Aによることが不便であるものにおいては、□Bによるものとし、その旨表示すること。）
- (2) (1)以外の無線局においては、□B

- | A | B |
|---------|--------------|
| 1 協定世界時 | 協定世界時又は中央標準時 |
| 2 協定世界時 | 中央標準時 |
| 3 中央標準時 | 協定世界時又は中央標準時 |
| 4 中央標準時 | 中央標準時 |

A-18 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について□Aに報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が□Bに行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、□C。

- | A | B | C |
|------------------|---------------|---------------------|
| 1 その局の属する国の主管庁 | この局を管轄する国の主管庁 | 必要な措置をとる |
| 2 その局の属する国の主管庁 | この違反を行った局 | 国際電気通信連合の事務総局長に通報する |
| 3 国際電気通信連合の事務総局長 | この違反を行った局 | 必要な措置をとる |
| 4 国際電気通信連合の事務総局長 | この局を管轄する国の主管庁 | 国際電気通信連合の事務総局長に通報する |

A-19 次の記述は、送信局の許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、自国語で記載された許可書の本文には、必ず連合の業務用語の一による訳文を付加しなければならない。
- 3 送信局は、その属する国が適當な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A-20 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、□Aにおける人命の安全に関するすべての電気通信並びに□Bに関する特別に緊急な電気通信に対し、□Cを与えなければならない。

A	B	C
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	絶対的優先順位
2 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際連合の難民救済	実行可能な限りの優先順位
3 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	実行可能な限りの優先順位
4 異なる国相互間	国際連合の難民救済	絶対的優先順位

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第27条の18）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他□ア（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、□イのみを使用するものを総務省令で定める□ウ開設しようとする者は、□エなければならない。
- ② ①の□エようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
 - (3) 無線設備の設置場所
 - (4) □オ
- ③ ①の登録を受けて開設する無線局は、総務大臣の免許を受けることを要しない。

1 総務大臣に届け出	2 周波数	3 適合表示無線設備	4 区域内に
5 用途のために	6 通信の相手方及び通信事項	7 無線設備の規格	8 総務大臣の登録を受け
9 周波数及び空中線電力	10 総務大臣の行う型式検定に合格した無線設備の機器		

B-2 海上移動業務の無線電話通信において、無線局が不確実な呼出しを受信した場合にはどうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、この規定の定めるところに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B-3 次の記述は、遭難通信に関して述べたものである。電波法（第53条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- イ 無線局は、遭難通信を行う場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- ウ 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- エ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- オ 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

B-4 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の国際通信を行う義務船舶局に備え付けておかなければならぬものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸局の局名録
- イ 無線従事者選解任届の写し
- ウ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- オ その船舶の所有者、用途、総トン数、航行区域、主たる停泊港又は信号符字等のその船舶局のある船舶に関する事項の変更に係る届書の写し

B-5 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、□ア、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、□イの伝送を行ってはならない（第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な□ウで輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の□エ及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の□エは、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への□エ又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、□オにしなければならない。

- | | | | | |
|------------------|----------|------|---------|----------|
| 1 識別表示のない信号 | 2 不要な伝送 | 3 最大 | 4 十分な電力 | 5 最小限の電力 |
| 6 無線通信規則に定めのない略語 | 7 長時間の伝送 | 8 位置 | 9 最小 | 10 無線設備 |